

インフォコム株 式 会 社

代表取締役社長 竹原 教博 (東 証 JASDAQ:4348)

定款の一部変更に関するお知らせ

インフォコム株式会社(東京都渋谷区)は、本日開催の取締役会において、下記「定款一部変更の件」に関し本年6月12日開催予定の第33回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

I. 取締役及び監査役の責任限定契約締結に関する定款変更

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社 外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招 聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条(取締役の責任免除) 第2項及び第 38 条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。なお、第 28 条の変更につ きましては、監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。(下線部は変更箇所を示します。)

変更前	変更後		
第1条から第27条まで(条文省略)	第1条から第27条まで(現行通り)		
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)		
第 28 条 (省略)	第 28 条 (現行通り)		

2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間において、会社法第 423 条第1項の責任について、そのものが職務を 行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、 会社法第 425 条第1項各号の額の合計額を限度と する契約を締結することができる。

第29条から第37条まで(条文省略)

(監査役の責任免除)

第38条

(省略)

2. 当会社は、<u>社外監査役</u>との間において、会社法第 423 条第1項の責任について、そのものが職務を 行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、 会社法第425 条第1項各号の額の合計額を限度と する契約を締結することができる。

第39条から第45条まで(条文省略)

2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間において、会社法第 423 条第1項の責任について、そのものが職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第 29 条から第 37 条まで (現行通り)

(監査役の責任免除)

第38条

(省略)

2. 当会社は、<u>監査役</u>との間において、会社法第 423 条第1項の責任について、そのものが職務を行う につき善意で且つ重大な過失がないときは、会社 法第 425 条第1項各号の額の合計額を限度とする 契約を締結することができる。

第 39 条から第 45 条まで (現行通り)

Ⅱ. 補欠監査役の予選に関する定款変更

1. 変更の理由

- (1) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を整備するものでありま
- (2) 上記に伴い、条数の変更を行うものであります。
- (3) 前「I. 取締役及び監査役の責任限定契約締結に関する定款変更」が承認されることを前提に、条数/条文 を読み替えるものとします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。(下線部は変更箇所を示します。)

変更前	変更後	
第1条から第30条まで(条文省略)	第1条から第30条まで(現行通り)	
(新設)	(補欠監査役) 第31条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことと なる場合に備え、株主総会において補欠監査役を 予選することができる。 2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第30条の規 定を準用する。	
	3. 補欠監査役の予選効力は、選任後最初に開催される定時株主総会開始の時までとする。	
<u>第31条</u> から <u>第45条</u> まで(条文省略)	<u>第 32 条</u> から <u>第 46 条</u> まで(現行通り)	

皿. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年(2015 年)6月 12 日(予定) 定款変更の効力発生日

平成 27 年(2015 年)6月 12 日(予定)

上記定時株主総会における決議をもって効力発生とします。

以上

<リリースに関するお問い合わせ先>

インフォコム株式会社 広報・IR 室	Tel:	03-6866-3160
東京都渋谷区神宮前2-34-17	E-mail:	pr@infocom.co.jp
	URL:	http://www.infocom.co.jp/

[※] 本リリースに記載された会社名、サービス名及び製品名等は該当する各社の登録商標または出願中の商標です。